地域交流・社会教育支援事業(子どもの居場所づくり支援)実施要綱

(要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人島根県教職員互助会理事長(以下「理事長」と記す) が公益事業として行う地域交流・社会教育支援事業(子どもの居場所づくり支援)(以 下「支援事業」という。)に関して必要なことを定める。

(事業目的)

第2条 この支援事業は、ひとり親家庭、共働き家庭または生活困窮等で、夜遅くまで一人で過ごすなど課題を抱える子どもたちが、放課後等に安心して過ごせる居場所づくりを地域で進めることにより、教育と福祉の両面から子どもたちの未来への希望とよりよい教育を受ける環境を作り出すことを目的として、地域において子どもの居場所づくり活動を行っているもしくは今後行う予定であるNPO、任意団体等の団体(以下「団体」と記す。)の活動が一過性のものでなく、持続可能なものとして、長期にわたって続けることができるように、予算の範囲内において地域交流・社会教育支援金(以下「支援金」という。)を支給する。

(支援事業実施主体)

第3条 島根県内において子どもの居場所づくり活動を行っている、もしくは今後行う予定である退職教職員が主として運営・活動している団体とする。

退職教職員とは、島根県内に所在する県立学校並びに市町村立の小学校、中学校及び 義務教育学校(「以下「公立学校」という。」)に勤務し、退職した者とする。

(支援対象事業)

- **第4条** 支援金の支給対象となる事業は、この支援事業が公益事業として実施することから、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 地域の子どもを集めて行う学習支援や遊び等子どもたちの健全な育成を支援するものであること。
 - (2) 年間を通じ定期的に行う事業、学校の長期休暇中に行う事業等でかつ、継続して行う事業を対象とする。

事業は年度最低3日以上とし、1回限りの事業は対象外とする。

- (3) 子どもの人数は、原則最低3人以上とする。 なお、地域的な事情を考慮し判断する。
- (4) 子どもの範囲は、高校生までもしくは18歳以下とする。 大学生は対象としない。
- (5) 子どもから利用料を徴収しないこと。ただし、子どもの活動に係る教材等の実費は除く。
- (6) 事業の目的にあった事業であると理事長が認めた事業。
- 2 次に掲げる場合は、支給対象とはしないものとする。

- (1) 一般財団法人島根県教職員互助会が実施する他の事業において、助成金等を受けて実施する場合。
- (2) 飲食を提供することを主たる事業とする場合。
- (3) 営利を目的とする場合。
- (4) 政治的活動、宗教的活動、特定の思想信条に基づく活動等の場合。
- (5) 勉強、運動等を強制する場合。
- (6) 民間企業の営利活動の妨げとなる場合。
- (7) 自治体、公民館または学校が主体として行う児童クラブ等の事業の場合。
- (8) この事業の趣旨にそぐわないと理事長が認めた場合。

(支援対象費用等)

- 第5条 支援金の種類、支給限度額および支給対象となる費用は次のとおりとする。
 - (1) 支援金の種類および支給限度額
 - ア 事業立上支援金 1団体1回限り10万円を上限とする。
 - イ 事業継続支援金 1団体年度1回限り10万円を上限とする。
 - (2) 支援対象費用

項	目	内 容					
講師関係費	謝金	部外の講師等に対する謝礼					
	交通費	部外の講師等に係る旅費					
使用料・賃借	<u>料</u>	会場使用料等					
消耗品費		文具類等					
印刷製本費		教材印刷代、チラシ印刷代等					
通信運搬費		郵券代等					
		※切手等金券の購入は対象外					
食材費		子どもの交流に使用する食材費					
		※おやつ代程度					
備品類		机、椅子、書棚等					

※パソコン、タブレット、電子ゲーム機等は対象外

- 2 事業立上支援金と事業継続支援金を同一年度に両方受けことを妨げない。
- 3 事業継続支援金は、同一団体に対し原則通算3か年までとする。 ただし、予算の範囲内で4年目以降の助成を認める場合がある。

(支援金の支給申請手続き)

第6条 団体が支援金の支給を受けようとする場合は、事業実施日の1ヶ月前までに(事業実施が4月の場合は、4月10日)までに地域交流・社会教育支援事業(子どもの居場所づくり支援)申請書(様式支援子第1号。以下「申請書」という。)および団体の構成員名簿(様式支援子第1-1号)を理事長に提出して行うものとする。

(支援金の支給決定及び通知)

第7条 理事長は、前条の規定により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認めた ときは、予算の範囲内において支援金の支給を決定し、地域交流・社会教育支援事業支 援金決定通知書(子どもの居場所づくり支援) (様式支援子第2号) により通知するものとする。

(支援対象事業等の変更)

- 第8条 前条の支援金決定の通知を受けた団体(以下「支援対象団体」という。)が、次のいずれかに該当する場合には、地域交流・社会教育支援事業(変更)申請書(子どもの居場所づくり支援)(様式支援子第1号。以下「変更申請書」という。)を理事長に提出するものとする。
 - (1) 実施事業の内容を変更する場合
 - (2) 支援金の申請額を増額する場合
 - (3) 事業実施の中止等により支援金が不要となった場合
- 2 理事長は、前項の規定により提出のあった変更申請書の内容を審査し、適当と認めた ときは、前項の変更申請に対しては、地域交流・社会教育支援事業変更支援金(子ども の居場所づくり支援)(変更・取消)決定通知書(様式支援子第2号)により通知する ものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 支援対象団体は、支援金の支給決定に係る事業を完了したときは、地域交流・社会教育支援事業実績報告書(子どもの居場所づくり支援)(様式支援子第4号。以下「報告書」という。)に、次に掲げる証拠書類を添えて、事業完了月の翌月の末日(事業完了月が3月の場合は、4月5日)までに理事長に提出しなければならない。

<証拠書類>

- ①支援事業実施に関する資料
 - ・事業の実施状況がわかる資料、写真等
- ②支援事業実施に伴う費用(第5条に定める支援対象費用に限る。)の支出に係る領収書(写)

(支援金の請求手続き)

第10条 支援対象団体は、前条に規定する報告書の提出に併せて、地域交流・社会教育 支援事業支援金請求書(子どもの居場所づくり支援)(様式支援子第3号。以下「請求 書」という。)を理事長に提出するものとする。

(支援金の額の確定及び支給)

第11条 理事長は、第9条の規定により提出された報告書の内容を審査し、事業実施内容が適正であると認められるときは、額を確定し前条の規定により提出された請求書に基づき支援金を支給するものとする。

(支援金の概算払)

第12条 前条の規定にかかわらず、理事長は、特に必要があると認められる場合については、事業実施の1ヶ月前から支援金の概算払をすることができるものとする。

2 団体が概算払を希望するときは、理事長に請求書を提出するものとする。

(支援金の返還)

- 第13条 理事長は、前条第2項の規定により概算払を受けた団体が、第8条第1項第3 号の規定により変更申請書を提出した場合は、当該概算払を受けた額を返還させるもの とする。
- 2 理事長は、前条第2項の規定により概算払を受けた額が第11条の規定により確定した支援金の額を上回った場合は、当該上回った額を返還させるものとする。
- 3 理事長は、前2項の規定により返還が必要となった団体に対しては、その旨を通知する ものとする。

(決定の取消等)

- 第14条 理事長は、第9条の規定による報告書を審査した結果、第6条及び第8条第1 項第1号及び第2号に定める申請書(変更申請書)の内容に不正があると認められたと きは、第7条又は第8条第2項に基づく支援金の支給決定を取り消すことができる。
- 2 理事長は、前項の場合において、概算払により支援金が支給されているときは、当該 概算払の額を返還させるものとする。

(事業の実施期間)

第15条 この支援事業の実施期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めがない事項については、理事長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 令和4年度においては、第6条の支援金の支給申請手続きの締め切りを4月から6 月実施の事業においては6月10日とする。

1

年度 地域交流・社会教育支援事業 (子どもの居場所づくり支援事業) (変更) 申請書

一般財団法人島根県教職員互助会理事長 様

ノ中歩ナルト		互助会整理番号	
<実施主体>		(互助会記入欄)	
団 体 名			
代表者名			印
所 在 地	Ŧ		
担当者名		連絡先電話番号	
地域	交流・社会教育支援事業(子 下記のとおり実施し		

記

実施事業の概要	要
事 業 名	
実施内容	
実施場所	
実 施 期 日	
参加者数	

2 収支予算書 【注】必ず(a+b)≤(c)、(A)=(B)となるように記載してください。

	= / (a = 0) = (0) ((22)	(D) C (C () () () () () () () ()											
収入の部													
項目	金 額(円)	備考											
事業立上支援金(a)													
事業継続支援金(b)													
参加者負担金													
その他の収入													
合 計(A)													

		支出の	の部
	項目	金 額(円)	積 算 内 訳
	講師関係費		
	謝金		
	交 通 費		
支	使用料・賃借料		
支援対象費用	消耗品費		
象 費	印刷製本費		
用	通信運搬費		
	食 材 費		
	備 品 類		
	小 計(c)		
支	援対象外費用		
	合 計(B)		

3 申請金額 (1)事業立上支援金

() / TALLAME			
金	円	支援金決定額 (互助会記入欄)	円
(2)事業継続支援金			
金	円	支援金決定額 (互助会記入欄)	円

年度 地域交流・社会教育支援事業 (子どもの居場所づくり支援事業) 構成員名簿

団 体 名		
設立日※1	人数	

※1:新規設立の場合、設立予定日を記入

構成員名簿(主な方の)みで可)			令和	年	月	日現在
役 職 等		氏	名			退職教	(職員※2

事業立上支援金の額

事業継続支援金の額

令和 年 月 日

円

円

様

一般財団法人島根県教職員互助会理事長 (公 印 省 略)

年度 地域交流・社会教育支援事業支援金 (子どもの居場所づくり支援事業) (変更・取消)決定通知書

令和 年 月 日付で受理した地域交流・社会教育支援事業(子どもの居場所づくり支援 事業)(変更)の申請については、適当と認め、下記のとおり支援金の支給を(変更・取消)決定 します。

記

一金

事	業		名			
実	施	場	所			
実	施	期	Ш			

互助会整理番号	

令和 年度 地域交流・社会教育支援事業 (子どもの居場所づくり支援事業) 支援金請求書 (精算払)

一般財団法人島根県教職員互助会理事長 様

(フリカ゛ナ)

口座名義

				,											
<	実施	主体	>								互助会	整理番	:号		
	寸	1	本	名											
	代	表	者	名											印
	所	1	生	地	₹										
	担	当	者	名						連	絡先電話	活番号			
Į	令えまっ	•	年	月		日付	で支	給決別	定を5 記		た支援会	金につり	いて、	下記の)とおり請す
1	事	業立.	上支担	爱金言 金	青求額 額		績報	B告書	中「 <u>j</u>	支援	金 (a))」の客 	頁)	円	
2	事	業継	続支払	爰金言 金	青求額		績報	8告書	中「;	支援	金 (b))」の客	頁)	円	
3			受取 [幾関 2		(※□)			名義が コード	銀 農 信	できる	る通帳 <i>の</i>			支店 支所 出張所	さい。)
		<u>जिल्ल</u>	平 上												

令和 年度 地域交流・社会教育支援事業 (子どもの居場所づくり支援事業) 支援金請求書 (概算払)

一般財団法人島根県教職員互助会理事長 様

<	実施:	主体)	>								互助会	※整理番	号			
	寸	t	*	名						•						
	代	表	長	名											印	
	所	1	Ē	地	Ŧ											
	担	当	者	名						連	格先電	話番号				
ì	令 利 ます		年	J.		日付	で支糸	合決分	三を引	受けれ	た支援を	金につ	いて、	下記	のと:	おり請求
L	/ 4	0							記	1						
1	事	業立_	上支援	金記	青求額	(様	式支持	爰子第	第2	号 (決定通	知書)	記載の	の額)	_	
				金	額									円		
2	事	業継続	売支援	金記	青求額	(様	式支持	爰子第	第2 ⁻	号(決定通 T	知書) T	記載の	の額)		
				金	額									円		
3	概算	算払 <u>言</u>	青求の)理[Ħ											
4	支担	爱金鹭	受取口	座	(※□	垄番号	号、名	義が研	確認 -	できる	る通帳 <i>σ</i>)写しを	∵添付し	してく	ださい	<u>`</u> 。)
										行				支店		
	A	、 亘山 松	幾関名	,						協金				支所 出張原		
	312	门工 15	艾用石			金融	機関ニ	ード				支	吉コー		21	
														,		
		座	番号	1. 1	普通											
		座	名義		フリカ゛ナ)		·					· 		·		
		- /	H 40	`												

令和 年度 地域交流・社会教育支援事業 (子どもの居場所づくり支援事業) 実績報告書

一般財団法人島根県教職員互助会理事長 様

<実施主体>		互助会整理番号	
団 体 名			
代表者名			印
所 在 地	Ī		
担当者名		連絡先電話番号	

地域交流・社会教育支援事業を下記のとおり実施しましたので報告します。

記

1 事業の実績

	717 7 7	· · · ·
事業	名	
実 施	内 容	
実施:	場所	
実施	期日	
参加	者数	

※地域交流・社会教育支援事業(子どもの居場所づくり支援事業)実施要綱第9条に 定める書類を添付してください。 **2 収支予算書** 【注】必ず(a+b)≦(c)、(A)=(B)となるように記載してください。

	収	入の部
項目	金 額(円)	備考
事業立上支援金(a)		
事業継続支援金(b)		
参加者負担金		
その他の収入		
合 計(A)		

		支出の	の部
	項目	金 額(円)	積 算 内 訳
	講師関係費		
	謝金		
	交 通 費		
支	使用料・賃借料		
支援対象費用	消耗品費		
象 費 E	印刷製本費		
用	通信運搬費		
	食 材 費		
	備 品 類		
	小 計(c)		
支	援対象外費用		
	合 計(B)		

支出の部内訳

<支出の部 支援対象費用>

- ●講師関係費内訳
- (1)講師謝金

· / FITT 1047 ===			
講師氏名	所属団体等	金 額(円)	備考
			·
計			

(2) 講師交通費

講師氏名	交通機関	出発地	到着地	金	額(円)	備	考

	計						

講師関係費以外の費用内訳 (消耗品費、食材費で内訳が多くなる場合は、別紙添付で可)

項目	単 価	(円)	数	量	金	額(円)	用途

	計						

支援金返還請求額	区 分 金 額
人反亚丛丛明小原	概算払済み額①
ш	実 績 額②
	返還請求額①-②